

部局名	安全環境部	所属名	環境保全課	所属長名	鶴岡 菊男	電 話	483-1151 内線3210
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（PLAN）

コード	3210	事務事業名称	環境衛生保全事業					短縮コード	経常	3210	臨時	3674
予算区分	会計	01	一般会計	款	04	衛生費	項	01	保健衛生費	目	03	環境衛生費
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		水質汚濁防止法，浄化槽法，合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱，千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会会則						
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）												
（補助金交付）国及び県が昭和62年度から補助事業をしたことに伴い，印旛沼の水質浄化を推進する為，八千代市では平成元年度に事業を開始した。（負担金納入）平成3年度に事業開始												
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	03	安全・環境共生都市をめざして					
平成13年度から，浄化槽を設置する場合は合併処理浄化槽が義務付けられた。市では，15年度に単独浄化槽の転換補助を実施し，16年度には高度処理浄化槽の補助を実施した。今後はより高度な処理性能の浄化槽への補助が求められると思われる。					大項目（節）	03	環境・衛生					
					中 項 目	01	環境との共生					
					小項目（施策）	01	環境汚染の防止と対策					
						03	環境保全活動の支援					
					細 項 目	02	生活排水対策の推進					
						01	環境情報の提供					
				実施計画の計画事業								
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		平成11年4月 ～ 平成20年3月		計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（DO）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	・下水道認可区域以外の世帯 ・千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： ・合併処理浄化槽設置者に補助金を交付した。 ・単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する者及び高度処理型合併処理浄化槽設置者には補助金を上乗せし交付。 ・負担金の納入							
	※平成19年度に計画していること： 平成18年度同様 新たにくみ取り便所を合併処理浄化槽に転換する者及び高度処理型合併処理浄化槽に転換する者には補助金を上乗せ交付を始める。							
意図 （何を狙っているのか）	・設置者の経済的負担を軽減することにより合併処理浄化槽の普及促進を図る。 ・浄化槽の普及関連情報の入手							
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	・公共用水域の汚濁防止になる。 ・設置者の生活環境が改善される。							
区 分				単位	17年度	18年度		19年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	下水道事業認可区域以外の世帯数	世帯	2,840	2,790	2,864	2,814	
	指標2							
	指標3							
活動指標	指標1	合併処理浄化槽の補助金交付件数	件	25	50	24	50	
	指標2							
	指標3							
成果指標	指標1	補助による合併処理浄化槽の設置世帯数	世帯	25	50	24	50	
	指標2							
	指標3							
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード	3210	事務事業名称	環境衛生保全事業				所属名	環境保全課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			印旛沼・東京湾の水質汚濁改善が進まない中で、補助制度は維持していく必要があるが、水質改善効果がより期待される高度処理型浄化槽に補助制度を移行する必要がある。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止								
☐ 休止								
☒ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			下水道認可区域以外の区域に住む人達の生活環境の改善という意味では、設置者の生活環境の向上といえるが、公共用水域の汚濁防止の面では改善は進んでいない。しかし水質汚濁の保全事業として継続が必要である。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☒	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
印旛沼や東京湾の水質改善を求める声が高まっている。生活排水が汚濁の主な要因となっており、現在多くの家庭で使われている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することと、くみ取り便所を合併処理浄化槽に転換することで水質汚濁を抑制する。印旛沼の富栄養化や東京湾の水質改善が求められている現在、高度処理型浄化槽の普及促進が急がれている。									

所属長コメント	近年印旛沼の水質汚濁が著しく悪化しており本市は、流域市町村に該当し水質汚濁防止法の生活排水重点地域にも指定されており、公共下水道認可区域以外の生活排水対策は急務であります。 公共用水域の汚濁の原因である単独浄化槽及び汲み取り便屋から合併浄化槽への転換を促進する必要があります。								
評価調整委員会意見	☐ 改革改善して継続			有効性には記載されていないが、高度処理型浄化槽に補助制度を移行が可能であれば、移行を行うべき。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止									
☐ 休止									
☒ 現状のまま継続									